併関係市町村の平成二十四年度調書に記載されている宅地の総地積で按分したもので除して得た数とする。

(四)　昼間流入人口

合併関係市町村の区域ごとの昼間流入人口。ただし、平成十七年十月一日以前に合併を行った場合においては、同日以前の合併に係る合併関係市町村については、国勢調査令によって調査され、平成十二年国勢調査報告に掲げられた当該合併関係市町村に係る昼間流入人口によることとし、平成十七年十月二日から平成二十二年十月一日までの間に合併を行った場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村については、国勢調査令によって調査され、平成十七年国勢調査報告に掲げられた当該合併関係市町村に係る昼間流入人口によることとし、平成二十二年十月二日から平成二十七年十月一日までの間に合併を行った場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村については、国勢調査令によって調査され、平成二十二年国勢調査報告に掲げられた当該合併関係市町村に係る昼間流入人口によることとする。

［五　略］

(六)　昼間流出人口

合併関係市町村の区域ごとの昼間流出人口。ただし、平成十七年十月一日以前に合併を行った場合においては、同日以前の合併に係る合併関係市町村については、国勢調査令によって調査され、平成十二年国勢調査報告に掲げられた当該合併関係市町村に係る昼間流出人口によることとし、平成十七年十月二日から平成二十二年十月一日までの間に合併を行った場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村については、国勢調査令によって調査され、平成十七年国勢調査報告に掲げられた当該合併関係市町村に係る昼間流出人口によることとし、平成二十二年十月二日から平成二十七年十月一日までの間に合併を行った場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村については、国勢調査令によって調査され、平成二十二年国勢調査報告に掲げられた当該合併関係市町村に係る昼間流出人口によることとする。

二　農業行政の質及び量の差による級地に係る地域区分

第十一条第一項第二号に定めるところによる。この場合において、合併関係市町村の区域に係る農業就業者数比率の算定に用いる平成二十七年産業分類別就業者数並びに耕地比率の算定に用いる田畑の面積、牧場の面積及び宅地の面積については、次に定めるところによる。

(一)　農業就業者数比率の算定に用いる平成二十七年産業分類別就業者数

合併関係市町村の区域に分別した平成二十七年産業分類別就業者数のうちA農業に係る就業者数及び産業分類別就業者数の総数。ただし、平成十七年十月一日以前に合併を行った場合においては、同日以前の合併に係る合併関係市町村の産業分類別就業者数のうちA農業に係る就業者数又は産業分類別就業者数の総数は、平成二十七年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における産業分類別就業者数のうちA農業に係る就業者数又は産業分類別就業者数の総数を合併関係市町村の区域に係る平成十二年産業分類別就業者数のうちA農業に係る就業者数又は産業分類別就業者数の総数によってそれぞれ按分したものとし、平成十七年十月二日から平成二十二年十月一日までの間に合併

成十九年度調書に記載されている宅地の総地積で按分したもので除して得た数とする。

(四)　昼間流入人口

合併関係市町村の区域ごとの昼間流入人口。ただし、平成十二年十月一日以前に合併を行った場合においては、同日以前の合併に係る合併関係市町村については、国勢調査令によって調査され、平成七年国勢調査報告に掲げられた当該合併関係市町村に係る昼間流入人口によることとし、平成十二年十月二日から平成十七年十月一日までの間に合併を行った場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村については、国勢調査令によって調査され、平成十七年国勢調査報告に掲げられた当該合併関係市町村に係る昼間流入人口によることとし、平成十七年十月二日から平成二十二年十月一日までの間に合併を行った場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村については、国勢調査令によって調査され、平成十七年国勢調査報告に掲げられた当該合併関係市町村に係る昼間流入人口によることとする。

［五　同上］

(六)　昼間流出人口

合併関係市町村の区域ごとの昼間流出人口。ただし、平成十二年十月一日以前に合併を行った場合においては、同日以前の合併に係る合併関係市町村については、国勢調査令によって調査され、平成七年国勢調査報告に掲げられた当該合併関係市町村に係る昼間流出人口によることとし、平成十二年十月二日から平成十七年十月一日までの間に合併を行った場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村については、国勢調査令によって調査され、平成十二年国勢調査報告に掲げられた当該合併関係市町村に係る昼間流出人口によることとし、平成十七年十月二日から平成二十二年十月一日までの間に合併を行った場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村については、国勢調査令によって調査され、平成十七年国勢調査報告に掲げられた当該合併関係市町村に係る昼間流出人口によることとする。

二　農業行政の質及び量の差による級地に係る地域区分

第十一条第一項第二号に定めるところによる。この場合において、合併関係市町村の区域に係る農業就業者数比率の算定に用いる平成二十二年産業分類別就業者数並びに耕地比率の算定に用いる田畑の面積、牧場の面積及び宅地の面積については、次に定めるところによる。

(一)　農業就業者数比率の算定に用いる平成二十二年産業分類別就業者数

合併関係市町村の区域に分別した平成二十二年産業分類別就業者数のうちA農業に係る就業者数及び産業分類別就業者数の総数。ただし、平成十二年十月一日以前に合併を行った場合においては、同日以前の合併に係る合併関係市町村の産業分類別就業者数のうちA農業に係る就業者数又は産業分類別就業者数の総数は、平成二十二年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における産業分類別就業者数のうちA農業に係る就業者数又は産業分類別就業者数の総数を合併関係市町村の区域に係る平成七年産業分類別就業者数のうちA農業に係る就業者数又は産業分類別就業者数の総数によってそれぞれ按分したものとし、平成十二年十月二日から平成十七年十月一日までの間に合併を